

〔平成18年9月15日〕
三田市規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市職員倫理条例（平成18年三田市条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例による用語の例による。

(利害関係者)

第3条 この規則において「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者を除く。

- (1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等及び三田市行政手続条例（平成9年三田市条例第3号。以下この項において「行政手続条例」という。）第2条第1項第3号に規定する許認可等をいう。）を行う事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等（条例第2条第1項第4号に規定する事業者等及び同条第2項の規定により事業者等とみなされる者をいう。以下同じ。）、当該許認可等の申請を行っている事業者等又は個人（同条第2項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請を行おうとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- (2) 補助金等（三田市補助金等交付規則（平成9年三田市規則第1号）第2条第1号に規定する補助金等をいう。）を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業等を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請を行っている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請を行おうとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- (3) 立入検査等（法令の規定に基づき行われるものに限る。）を行う事務 当該立入検査等を受ける事業者等又は特定個人
- (4) 不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分及び行政手続条例第2条第1項第4号に規定する不利益処分をいう。）を行う事務 当該不利益処分を行おうとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は特定個人
- (5) 行政指導（行政手続条例第2条第1項第5号に規定する行政指導をいう。）を行う事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
- (6) 契約（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する契約をいう。）に関する事務 当該契約を締結している事業者等又は特定個人、当該契約の申込みを行っている事業者等又は特定個人及び当該契約の申込みを行おうとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市に対して求められている具体的な作為又は不作為に係る事務 市に当該事務に係る具体的な作為又は不作為を求めている事業者等又は特定個人及び市に当該事務に係る具体的な作為又は不作為を求めようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

- 2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職務に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職務に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職務に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。
- 3 他の職員の利害関係者が、職員にその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。

（利害関係者との間の禁止行為）

第4条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとして行われるものを含む。）を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (3) 利害関係者を保証人とする金銭又は不動産の貸付けを受けること。
- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (5) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- (6) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
- (7) 利害関係者から供応接待を受けること。
- (8) 利害関係者と共に遊技又はゴルフを行うこと。
- (9) 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）を行うこと。
- (10) 利害関係者に、第三者に対し前各号に掲げる行為を行わせること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であつて広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- (2) 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であつて立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
- (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
- (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- (6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
- (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

3 第1項の規定の適用については、職員（同項第10号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当

該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(利害関係者との間の禁止行為の例外)

第5条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第10号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

(利害関係者以外の事業者等との間の禁止行為)

第6条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(利害関係者との飲食に係る届出)

第7条 職員（非常勤職員等（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職に属する職員のうち非常勤のもの及び同法第22条第5項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号又は三田市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年三田市条例第7号）第9条第1項の規定に基づき臨時的に任用されている職員をいう。以下次条において「非常勤職員等」という。）を除く。）は、利害関係者と共に飲食を行う場合において、自己の飲食に要する費用が5,000円を超えるときは、次の各号に掲げる場合を除き、事前に利害関係者との飲食に係る届出書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により事前に提出することができない場合は、事後において速やかに提出しなければならない。

(1) 職務として出席する会合等において、利害関係者と共に飲食を行うとき。

(2) 私的な関係がある利害関係者と共に飲食を行うとき。

(贈与等の報告)

第8条 条例第7条に規定する規則で定める者は、非常勤職員等を除く全職員とする。

2 条例第7条に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 贈与等（条例第7条に規定する贈与等をいう。以下同じ。）により受けた利益の価額が1件につき5,000円以下である場合

(2) 冠婚葬祭等において、せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するもので、その額が社会通念上相当と認められるものの贈与を受けた場合

(3) 私的な関係がある者から贈与等を受けた場合

3 条例第7条に規定する規則で定める報酬は、次の各号に掲げるものであって、その価額が1件につき5,000円を超えるものとする。

(1) 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬

(2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演等の報酬

4 条例第7条に規定する三田市倫理審査会（以下「審査会」という。）へ提出する報告書は、贈与等報告書により行うものとし、当該贈与等又は報酬の支払を受けた職員が提出するものとする。

(暴力又は乱暴な言動など、社会的相当性を逸脱する手段による働きかけ)

第9条 条例第2条第1項第7号に規定する暴力又は乱暴な言動など、社会的相当性を逸脱する手段による働きかけとは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 身体の一部や器具を使って、故意に職員を傷つけようとする行為、職員が恐怖を感じ、反論し得ない状況に追い込むほどの脅迫行為又は職員が正常な業務が遂行できない程度の喧嘩行為
- (2) 職員が正常な状態で面談することが困難であると判断し、断ったにもかかわらず、強硬に脅迫的言動をもって面接を強要する行為
- (3) 大声又は職員を罵倒する言動で、職員に対し聞くに堪えない程の不快感を与える行為
- (4) 正当な権利がないにもかかわらず権利があるとし、提供を受けた役務に瑕疵がないにもかかわらず瑕疵があるとし、若しくは交通事故その他の事故による損害がないにもかかわらず損害があるとし、又はこれらの瑕疵若しくは損害の程度を誇張して、損害賠償その他これに類する名目で金品等の供与を要求する行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、正当な手続によることなく、行政の作為又は不作為を求める行為
(特定要求行為に対する職員の責務)

第10条 条例第10条第1項に規定する特定要求行為の記録は、特定要求行為報告書に記載して行うものとする。

- 2 不当な要求により職員その他の者に切迫した危険があると思料される場合には、上司の指示又は職員自らの判断により、警察への通報その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 職員は、不当な要求に対して相互に協力して対応しなければならない。
(特定要求行為に係る報告)

第11条 条例第10条第1項に規定する審査会への記録の提出は、次条の規定による報告を受けた者が行うものとする。

- 2 市長が受けた特定要求行為に対する審査会への記録の提出は、自ら直接審査会に報告するものとする。
(職員の上司等への報告)

第12条 条例第7条及び第10条第1項に規定する報告は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める者に対して行うものとする。

- (1) 次号から第5号までに該当する者以外の者 三田市事務処理規則（昭和51年三田市規則第27号。以下この条において「事務処理規則」という。）第5条第1項に規定する課長等（担当課長及び参事を除く。以下次号において「課長等」という。）
- (2) 課長等 事務処理規則第4条の2第1項に規定する次長等（以下次号において「次長等」という。）
- (3) 次長等 事務処理規則第4条第1項に規定する部長等（以下次号において「部長等」という。）
- (4) 部長等 事務処理規則第9条に規定する理事等（以下次号において「理事等」という。）。ただし、理事等を置かない場合にあつては、副市長とする。
- (5) 理事等 副市長
- (6) 副市長、教育長及び病院事業管理者 市長
(公表の方法)

第13条 条例第9条第3項、第12条第5項及び第13条の規定による公表は、市広報、市ホームページ等への掲載等により行うものとする。

(運用状況の公表)

第14条 条例第15条の規定による条例の運用状況の公表は、市広報、市ホームページ等への掲載等

によるものとする。

(様式)

第15条 この規則の施行に関し必要な様式は、市長が別に定める。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 第7条の規定は、この規則の施行の日以後に行われる飲食について適用する。

付 則 (平成19年規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

付 則 (平成19年規則第27号)

この規則は、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)の施行の日(平成19年9月30日)から施行する。

付 則 (平成20年規則第25号)

(施行期日)

1 この規則中第1条の規定は平成20年4月1日(以下「施行日」という。)から、第2条、付則第11項及び付則第21項の規定は平成20年6月1日から施行する。

付 則 (平成21年規則第40号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

付 則 (平成24年規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年規則第8号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。